

議案第 73 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

育児と仕事を両立させる柔軟な働き方を普及させることにより、育児をしながら職務に専念し、育児による離職を防ぐことができるよう、働き方改革の一環として子育て支援時間休暇制度を創設するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「関し必要な事項を定めることを目的」を「関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第8条の3第1項及び第4項中「この項から第3項までにおいて同じ」を「同じ」に改める。

第12条中「及び介護時間休暇」を「、介護時間休暇及び子育て支援時間休暇」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(子育て支援時間休暇)

第16条の3 子育て支援時間休暇は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援時間休暇の時間は、1日につき90分を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。ただし、前条第1項に規定する介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て支援時間休暇については、1日につき90分から当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護時間休暇」を「、介護時間休暇及び子育て支援時間休暇」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「休暇等」を「休日及び休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項に規定する子育て支援時間休暇を取得した場合は、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条～第 8 条の 2 省略 (深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 8 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第 2 条～第 8 条の 2 省略 (深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 8 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第</p>

27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5・6 省略

第 9 条～第 11 条 省略

(休暇の種類)

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間休暇及び子育て支援時間休暇とする。

第 13 条～第 16 条の 2 省略

(子育て支援時間休暇)

第 16 条の 3 子育て支援時間休暇は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在学している子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援時間休暇の時間は、1 日につき 90

27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5・6 省略

第 9 条～第 11 条 省略

(休暇の種類)

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇とする。

第 13 条～第 16 条の 2 省略

分を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。ただし、前条第 1 項に規定する介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て支援時間休暇については、1 日につき 90 分から当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間休暇及び子育て支援時間休暇の承認)

第 17 条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間休暇及び子育て支援時間休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第 18 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

以下省略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇の承認)

第 17 条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第 18 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

以下省略

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給与の減額)</p> <p>第 21 条 1～4 省略</p> <p><u>5 勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項に規定する子育て支援時間休暇を取得した場合は、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第 21 条 1～4 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p>以下省略</p>